

## (重要なお知らせ)

### 軽井沢町における土砂災害警戒区域等の指定予定について

長野県では、土砂災害防止法に基づき、住民の生命・身体の安全確保を目的として、土砂災害警戒区域等の指定を行っています。

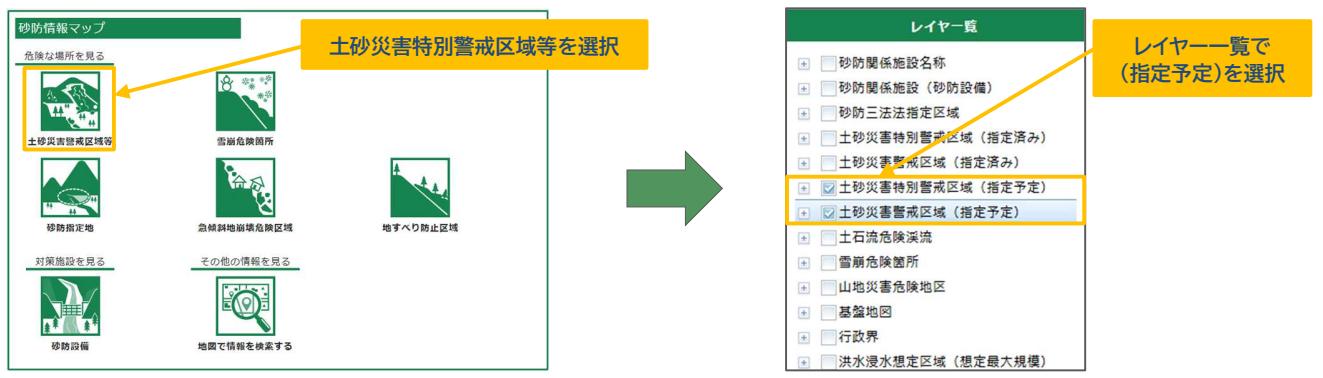
令和8年3月に、軽井沢町において以下のとおり区域指定を予定しています。

#### 1 指定予定の概要

- 指定時期: 令和8年3月上旬(予定)
- 対象市町村: 軽井沢町
- 土砂災害警戒区域(イエローフーン): 1,240 箇所
- 土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン): 1,199 箇所

#### 指定予定の区域の確認方法

信州 砂防情報マップ(<https://www.sabo.pref.nagano.lg.jp/sabogis/>)へアクセス



#### 2 宅地建物取引業務への主な影響

- 特別警戒区域内では、非自己用の住宅、社会福祉施設、学校及び医療施設等(制限用途)の建築を予定した開発行為を行う場合は、長野県知事による特定開発行為の許可が必要になります。
- 特定開発行為の許可を要する場合、宅地建物取引業者は、長野県知事の許可を受けた後でなければ、当該特定開発行為に係る宅地又は建物の売買等に関する広告及び売買契約の締結は行えません。
- 特別警戒区域内では、居室を有する建築物の構造の規制があります。
- 宅地建物取引時には、重要事項説明において当該区域の指定状況に応じた説明が必要となります。

#### 【お問合せ先】

長野県建設部砂防課調査管理係

電話番号: 026-235-7315 Mail: [sabo@pref.nagano.lg.jp](mailto:sabo@pref.nagano.lg.jp)